



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年5月30日火曜日 第412号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正.....（人事課）... 614

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正.....（ " ）... 615

狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....（自然保護課）... 616

監視伝染病予防のための消毒方法の実施の廃止.....（畜産課）... 617

洪水浸水想定区域の指定（18件）.....（河川課）... 617

公共測量の終了の通知.....（道路維持課）... 619

土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 619

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（ " ）... 620

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 620

公 告

狩猟免許試験の施行.....（自然保護課）... 620

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....（選挙管理委員会）... 622

告 示

○愛媛県告示第630号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>5,166円</u>	<u>13,207円</u>	20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	<u>5,691円</u>	<u>13,207円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,436円</u>	<u>12,957円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,194円</u>	<u>14,410円</u>	25歳以上30歳未満	<u>6,049円</u>	<u>13,985円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,574円</u>	<u>17,067円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,272円</u>	<u>16,696円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,782円</u>	<u>19,457円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,693円</u>	<u>19,689円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,139円</u>	<u>21,258円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,049円</u>	<u>21,505円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,212円</u>	<u>22,444円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,096円</u>	<u>22,898円</u>

50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	3,980円	13,207円

50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

○愛媛県告示第631号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550円</u> を超えるときは、 <u>172,550円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>171,650円</u> を超えるときは、 <u>171,650円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>77,890円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>75,290円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>75,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>86,280円</u> を超えるときは、 <u>86,280円</u> ）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>85,780円</u> を超えるときは、 <u>85,780円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に	月額 <u>38,900円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に	月額 <u>37,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費

介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900円</u> 以下であるときに限る。)。	介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>37,600円</u> 以下であるときに限る。)。
--	--

○愛媛県告示第632号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が令和5年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	令和5年7月19日（水）午後1時	四国中央市福祉会館（4階多目的ホール）	四国中央市三島宮川四丁目6番55号
同 上	東予第2会場	令和5年7月20日（木）午前9時30分	越智今治農業協同組合伯方支店（4階大ホール）	今治市伯方町木浦甲4637番地3
同 上	東予第3会場	令和5年7月25日（火）午後1時	東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室）	西条市丹原町池田1611番地
同 上	東予第4会場	令和5年8月10日（木）午後1時	同 上	同 上
同 上	東予第5会場	令和5年8月19日（土）午後1時	同 上	同 上
同 上	東予第6会場	令和5年8月22日（火）午前9時	四国中央市福祉会館（4階多目的ホール）	四国中央市三島宮川四丁目6番55号
同 上	東予第7会場	令和5年8月22日（火）午前9時30分	今治市玉川総合公園運動場多目的体育館（グリーンピア玉川）大ホール	今治市玉川町摺木甲108番地
同 上	東予第8会場	令和5年8月30日（水）午後1時	東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室）	西条市丹原町池田1611番地
中予地方局	中予第1会場	令和5年7月10日（月）午後1時	松山市北条コミュニティセンター（ふれあいホール）	松山市北条辻6番地
同 上	中予第2会場	令和5年7月12日（水）午前9時	久万町民館（2階ホール）	上浮穴郡久万高原町久万188番地
同 上	中予第3会場	令和5年7月14日（金）午前9時	東温市川内公民館（1階大ホール）	東温市南方264番地
同 上	中予第4会場	令和5年7月19日（水）午前9時	砥部町中央公民館（講座室）	伊予郡砥部町宮内1369番地
同 上	中予第5会場	令和5年7月25日（火）午後1時	松前総合文化センター（ふれあい展示室）	伊予郡松前町筒井633番地
同 上	中予第6会場	令和5年8月3日（木）正午	中島総合文化センター（大会議室）	松山市中島大浦2962番地
同 上	中予第7会場	令和5年8月19日（土）午前9時	中予地方局（7階大会議室）	松山市北持田町132番地
同 上	中予第8会場	令和5年8月20日（日）午前9時	同 上	同 上
南予地方局	南予第1会場	令和5年7月13日（木）午後1時	大洲市徳森公園管理センター（平公民館）（大ホール）	大洲市徳森2280番地2

同	上	南 予 第 2 会 場	令和5年7月14日(金)午前9時	同	上
同	上	南 予 第 3 会 場	令和5年7月23日(日)午後1時	南予地方局(7階大会議室)	宇和島市天神町7番1号
同	上	南 予 第 4 会 場	令和5年8月8日(火)午後1時	南予地方局愛南庁舎(会議室)	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
同	上	南 予 第 5 会 場	令和5年8月10日(木)午前9時	大洲市徳森公園管理センター(平公民館)(大ホール)	大洲市徳森2280番地2
同	上	南 予 第 6 会 場	令和5年8月22日(火)午後1時	南予地方局八幡浜庁舎(7階大会議室)	八幡浜市北浜一丁目3番37号
同	上	南 予 第 7 会 場	令和5年8月28日(月)午後1時	南予地方局(7階大会議室)	宇和島市天神町7番1号
同	上	南 予 第 8 会 場	令和5年8月29日(火)午後1時	西予市宇和文化会館(2階中ホール)	西予市宇和町卯之町三丁目44番地

3 申込みの手續

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって狩猟について必要な適性を有することが確認されたものである場合にあっては、当該適性を有することの確認の日、確認の方法及び確認の結果を記載した法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面

カ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)

更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

キ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

エ 台風等の自然災害等により、やむを得ず適性試験等の日時及び場所を変更する場合がある。

○愛媛県告示第633号

監視伝染病予防のための消毒方法の実施(令和5年2月愛媛県告示第134号)は、令和5年5月31日限り廃止する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第634号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、東川水系東川、西河川、北河川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第

○愛媛県告示第635号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、尻無川水系尻無川、深谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)

第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第636号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、王子川水系王子川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第637号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、浅川水系浅川、鴨川、日吉川、山田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第638号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、竜登川水系竜登川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第639号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、頓田川水系頓田川、山越川、山口川、高大寺川、黒岩川、多伎川、黒岩分水路、黒谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第640号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、銅川水系銅川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第641号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系内川、御坂川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第642号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系悪社川、内川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第643号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系伊台川、五明川、菅沢川、実川、横谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第644号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、宮前川水系宮前川、宮前川放水路に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第645号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大川水系大川、久万川、吉藤川、丸山川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第646号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、洗地川水系洗地川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第647号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、堂ノ元川水系堂ノ元川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第648号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重信川水系表川、宝泉川、船川、佐川川、拝志川、渋谷川、重信川、井内川、本谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第649号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、重

信川水系砥部川、永立寺川、村川、荒倉川、古岩谷川、中板川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第650号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系都谷川、古川、野田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第651号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、来村川水系来村川、内平川、石引川、柿木川、薬師谷川、成川川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第652号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年2月13日から
3月11日まで
- 3 作業地域 愛媛県西条市丹原町志川、同市丹原町寺尾地内

○愛媛県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市立待堰土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月30日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

○愛媛県告示第654号

松山市荏原地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月30日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市荏原地区土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市荏原地区土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和5年5月31日から令和5年6月27日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年5月30日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第4号 令和5年5月22日	伊予市上吾川字向井甲1014番1	松山市山西町636番地5 クレストール林A203号 向井潤二

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

令和5年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 令和5年7月31日（月）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 1 会 場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 2 会 場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4番地9	同 上
中 予 第 1 会 場	中予地方局7階大会議室ほか	松山市北持田町132番地	同 上
南 予 第 1 会 場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上
南 予 第 2 会 場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同 上

- (2) 令和5年9月10日（日）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 3 会 場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟

東 予 第 4 会 場	東 予 地 方 局 今 治 庁 舎 4 階 大 会 議 室	今 治 市 旭 町 一 丁 目 4 番 地 9	同 上
中 予 第 2 会 場	中 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室 ほ か	松 山 市 北 持 田 町 132 番 地	同 上
南 予 第 3 会 場	南 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室	宇 和 島 市 天 神 町 7 番 1 号	同 上
南 予 第 4 会 場	南 予 地 方 局 八 幡 浜 庁 舎 7 階 大 会 議 室	八 幡 浜 市 北 浜 一 丁 目 3 番 37 号	同 上

(3) 令和5年12月3日(日)午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 5 会 場	東 予 地 方 局 西 条 第 二 庁 舎 4 階 大 会 議 室	西 条 市 丹 原 町 池 田 1611 番 地	網 獵、わ な 獵、第 一 種 銃 獵 及 び 第 二 種 銃 獵
東 予 第 6 会 場	東 予 地 方 局 今 治 庁 舎 4 階 大 会 議 室	今 治 市 旭 町 一 丁 目 4 番 地 9	同 上
中 予 第 3 会 場	中 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室 ほ か	松 山 市 北 持 田 町 132 番 地	同 上
南 予 第 5 会 場	南 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室	宇 和 島 市 天 神 町 7 番 1 号	同 上
南 予 第 6 会 場	南 予 地 方 局 八 幡 浜 庁 舎 7 階 大 会 議 室	八 幡 浜 市 北 浜 一 丁 目 3 番 37 号	同 上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 令和5年7月31日の試験に係るものについては、6月28日(水)から7月18日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 令和5年9月10日の試験に係るものについては6月28日(水)から8月28日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (3) 令和5年12月3日の試験に係るものについては、6月28日(水)から11月20日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場等についての注意事項

ア 受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

イ 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験の実施日時及び試験場を変更する場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年5月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
			西条市丹原福祉センター	西条市丹原町池田 1733番地1	100
省略			省略		
			西条市小松地域福祉センター	西条市小松町新屋敷 乙48番地1	50
省略			省略		